

**参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の  
提出を求める公示**

平成19年 6月25日

近畿地方整備局

九頭竜川ダム統合管理事務所長 中村 甚一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

**1. 当該招請の主旨**

本業務については、九頭竜ダムに関して整理とりまとめられている既存資料に基づき、洪水調節、利水補給、堆砂、水質、生物、水源地域動態などについて分析・評価を行いとりまとめるものであり、複数の業務成果等を総合評価できる能力とともに、ダムに関する環境調査結果や検討業務を総合的に評価できる能力が必要であり、併せてダムの事情に精通し多くの情報並びに幅広い総合的かつ高度な知識と技術力を有し、全国的な広範な知見が必要であることから、(財)ダム水源地環境整備センター(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

**2. 業務概要**

(1)業務名 九頭竜川ダム統管管内管理総合評価検討業務

(2)業務内容 ①計画準備

②定期報告書作成・九頭竜ダム(事業の概要、洪水調節、利水補給、堆砂、水質、生物、水源地域動態、ダム湖活用環境整備事業、貯水池水質保全事業の分析及び評価)

③委員会資料作成 九頭竜ダム・真名川ダム

④報告書作成 九頭竜ダム・真名川ダム

(3)履行期限 締結の翌日から平成20年3月20日まで

**3. 業務目的**

本業務は、「ダム等の管理に係わるフォローアップ制度」に基づき、九頭竜ダムの効果や管理状況、水源地域の動態やダム周辺環境の変化等、管理に関わる各種の調査手法や結果を客観的に分析・評価を行うとともに、平成18年度に分析・評価を行った真名川ダムとあわせて、水系におけるフォローアップに関する委員会への報告資料を作成することを目的とする。

**4. 応募要件**

(1)参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1)基本的要件

①予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当し

ない者であること。

②近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成 19・20 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

③近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

## 2)技術力に関する要件

ダム管理に関する項目や自然環境・社会環境の変化などについて、客観的・科学的に分析・検討・評価を行うことから、全国的な見知からダムに関する環境影響評価等関連の業務に携わった実績を有し、ダム事業の環境調査結果・検討結果を総合的に評価できる能力を有すること。

## 3)業務執行体制に関する要件

・河川工学と生態学の専門家で構成する委員会を設立し、ダム管理のフォローアップに関する研究を経年的に実施していること。

・数多くのダムの水質、動・植物、環境保全対策、利水実績、洪水調節、ダム堆砂量に関する情報を保有し、効率的な業務執行が可能なこと。

## 4)業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1 件以上の受注実績を有している者。

・同種業務：平成 14 年度以降に元請けで受注し完了した国土交通省が発注した直轄管理ダムに関するフォローアップ評価に関する業務

・類似業務：平成 14 年度以降に元請けで受注し完了した国の機関((独)水資源機構を含む)又は地方公共団体が発注した国の機関((独)水資源機構を含む)又は地方公共団体が管理するダムに関するフォローアップ評価に関する業務

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

### ①配置予定管理技術者

#### ・資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 技術士(総合技術監理部門：建設部門に関する科目に限る)を有する者。

イ) 技術士(建設部門又は環境部門)を有する者。ただし、平成 13 年度以降の技術士試験合格者の場合には、13 年以上の実績を有する者。

ウ) RCCM(建設環境部門又は河川、砂防及び海岸・海洋部門)を有する者。

エ) 国土交通省((独)水資源機構を含む)において指導・管理の職にあった者で、河川事業又はダム事業の経験が 20 年以上あり、そのうち統括管理を 2 年以上経験した者。

#### ・同種又は類似業務の実績

・同種業務：平成 14 年度以降に元請けで受注し完了した国土交通省が発注した直轄管理ダムに関するフォローアップ評価に関する業務

・類似業務：平成 14 年度以降に元請けで受注し完了した国の機関((独)水資源機構を含む)又は地方公共団体が発注した国の機関((独)水資源機構を含む)又は地方公共団体が管理するダムに関するフォローアップ評価に関する業務

## 5. 手続等

### (1)担当部局

〒912-0021 福井県大野市中野 29-28

国土交通省近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所 総務課

TEL : 0779-66-5300 FAX : 0779-66-5304

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

平成19年 6月26日から平成19年 7月17日まで  
(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は9時から16時まで)

② 交付場所

(1)に同じ。

③ 交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

平成19年 7月17日16時

② 提出場所

(1)に同じ。

③ 提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：

平成19年 8月 6日 16時

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

7. Summary

(1) Subject matter of contract:

Of the document which is necessary for dam management in kuzuryu dam and managa dam as for this duties gather it, and extend; with it each; is aimed at evaluating it.

(2) Time-limit to express interests:

4:00 p.m. 17 July 2007

(3) Contact point for documentation relating to the proposal:

Ministry of Land Infrastructure and transport Kinki Regional Development Bureau  
*Kuzuryu river dams integrated control office, Kinki Regional Development Bureau*  
*Ministry of Land. Infrastructure and transport, 29-28 nakano ohno-city, 〒912-0021*  
*Tel 0779-66-5300 Fax 0779-66-5304*

(4) Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs:

Ministry of Land Infrastructure and transport Kinki Regional Development Bureau  
*Kuzuryu river dams integrated control office, Kinki Regional Development Bureau*  
*Ministry of Land. Infrastructure and transport, 29-28 nakano ohno-city, 〒912-0021*  
*Tel 0779-66-5300 Fax 0779-66-5304*